

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

沖縄県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議	の有機会無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
				17	16	18					25						
47	201	那覇市	平和交流・男女参画課	1	2	1	1	那覇市男女共同参画推進条例	2005年3月30日	2005年4月1日		第4次那覇市男女共同参画計画 (なは男女平等推進プラン)	2019	~	2028	1	1
47	205	宜野湾市	市民協働課	1	2	1	1	宜野湾市男女共同参画推進条例	2021年3月26日	2021年7月1日		第4次宜野湾市男女共同参画計画 ~はごろもぶらん~	2025年4月	~	2035年3月	1	1
47	207	石垣市	平和協働推進課	1	2	1	1	石垣市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年6月1日		第3次石垣市男女共同参画計画(改定版)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
47	208	浦添市	市民協働・男女共同参画課	1	2	1	1	浦添市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年4月1日		第3次浦添市男女共同参画行動計画 (改訂版)	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
47	209	名護市	地域力推進課	1	2	1	1	名護市男女共同参画推進条例	2011年12月22日	2012年4月1日		第3次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
47	210	糸満市	政策推進課	1	2	1	1	糸満市男女共同参画社会推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第3次糸満市男女共同参画計画 ~いちまんVIVOプラン~	2022年4月	~	2031年3月	1	1
47	211	沖縄市	沖縄市 市民部 平和・男女共同課	1	1	1	1	沖縄市男女共同参画推進条例	2011年12月21日	2011年12月21日		第3次沖縄市男女共同参画計画 ~ひと・きらめきプラン~	2023年4月	~	2033年3月	1	1
47	212	豊見城市	協働のまち推進課	1	2	1	1	豊見城市男女共同参画推進条例	2012年12月28日	2013年4月1日		いきいきとひとが輝くまちプラン ~第3次豊見城市男女共同参画プラン~	2019年4月	~	2029年3月	1	1
47	213	うるま市	共生推進室	1	2	1	1	うるま市男女共同参画推進条例	2013年12月24日	2014年4月1日		うるま市ジェンダー平等推進計画	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
47	214	宮古島市	企画政策部 働く女性の家	1	2	1	1	宮古島市男女共同参画推進条例	2018年3月29日	2018年4月1日		第4次宮古島市男女共同参画計画 ういすうプラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
47	215	南城市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南城市男女共同参画推進条例	2016年9月23日	2016年11月1日		第2次南城市男女共同参画行動計画 ~なんじょう四間切輝きプラン~	2018年4月	~	2028年3月	1	1
47	301	国頭村	総務課	1	2	2	2				4						2
47	302	大宜味村	総務課	1	2	2	2				4						2
47	303	東村	総務財政課	1	2	2	2				4						2
47	306	今帰仁村	総務課	1	2	1	2				4						2
47	308	本部町	総務課	1	2	2	2				2	第4次本部町総合計画	2016年3月	~	2025年3月	2	2
47	311	恩納村	総務課	1	2	1	2	恩納村男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年3月23日		第二次恩納村男女共同参画ナビープラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1
47	313	宜野座村	総務課	1	2	1	1	宜野座村男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		第2次宜野座村男女共同参画推進計画 ~ぎのぎ・りっかプラン~	2022年4月	~	2032年3月	1	1
47	314	金武町	総務課	1	2	2	2				2						1
47	315	伊江村	総務課	1	2	2	2				4						2
47	324	読谷村	企画政策課	1	2	2	1				4	第2次読谷村男女共同参画参画計画 あやとりプラン	2013年3月1日	~	2026年3月31日	2	1
47	325	嘉手納町	企画財政課	1	2	1	2				4	第2次嘉手納町男女共同参画計画 (ハイビスカスプラン)	2023年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
47	326	北谷町	町長室	1	2	1	1	北谷町男女共同参画推進条例	2016年3月31日	2016年4月1日		第三次北谷町男女共同参画推進計画 ~ちゃたんハーモニーブラン~	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
47	327	北中城村	総務課	1	2	2	2				4	北中城村第五次総合計画後期基本計画	2025年	~	2029年	2	2
47	328	中城村	総務課	1	2	2	2				4						1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
47	329 西原町	企画財政課	1 2	2	1	西原町男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日		第4次西原町男女共同参画計画 さわふじプラン	2023	~	2032	1	1		
47	348 与那原町	総務課	1 2	2	2				4	第5次与那原町総合計画	2024年4月	~	2029年3月	2	2		
47	350 南風原町	企画財政課	1 2	1	1	南風原町男女共同参画推進条例	2022年3月31日	2022年4月1日		第三次南風原町男女共同参画計画	2022年4月	~	2032年3月	1	1		
47	353 渡嘉敷村	総務課(庶務係)	1	2	2					渡嘉敷村第5次総合計画	2023年	~	2032年	2	2		
47	354 座間味村	住民課	1 2	2	2				4						2		
47	355 粟国村	総務課	1 2	2	2				2						2		
47	356 渡名喜村	総務課	1 2	2	2				4						2		
47	357 南大東村	総務課	1 2	2	2				4						2		
47	358 北大東村	総務課	1 2	2	2				4						2		
47	359 伊平屋村	企画財政課	1 2	2	2				4	第5次伊平屋村総合計画	2023年1月	~	2032年3月	2	2		
47	360 伊是名村	総務課	1 2	2	2				2						1		
47	361 久米島町	総務課	1 2	2	2	久米島町男女共同参画推進条例	2019年7月1日	2019年7月1日		久米島町男女共同参画推進計画	2019年1月	~	2030年3月	2	1		
47	362 八重瀬町	総務課	1 2	2	2				4						2		
47	375 多良間村	総務財政課	1 2	2	2				4						2		
47	381 竹富町	政策推進課	1 2	2	2	竹富町男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		竹富町総合計画第10次計画	2025年3月14日	~	2029年3月31日	2	2		
47	382 与那国町	長寿福祉課	1 2	2	2				4						2		

＜選択肢回答＞

所属	府内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す1 一体		2 策定予定無
事務所掌	諮問機関	2 2026年度以降の制定を目指す検討中	2 一体でない	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
2 1ではない	2 無	4 検討していない	1 単独計画として策定	
			2 総合計画の一部として策定	

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

沖縄県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等				問6-5 施設管理		事業運営						
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
	5								3	2	5	0	0	5	0	0
47 201	那覇市	なは女性センター	なは女性センター	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階	098-951-3203	098-951-3204	<a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
47 205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	めぶき	901-2213	沖縄県宜野湾市志真志一丁目15番22号	098-896-1215	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyo/do/mebuki/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyo/do/mebuki/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
47 205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	ふくふく	901-2213	沖縄県宜野湾市志真志一丁目15番22-2号	098-896-1616	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyo/do/fukufuku/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyo/do/fukufuku/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
47 207	石垣市															
47 208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	浦添市ハーモニーセンター	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2-3-5	098-874-5711	098-874-5890	<a href="http://www.city.urasoe.lg.jp">http://www.city.urasoe.lg.jp</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
47 209	名護市															
47 210	糸満市															
47 211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	なし	9040003	沖縄市住吉1-14-29 3階	989370170	989370175	<a href="https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k015/shiseijouhou/gaiyou/shisetsu/shisetsuanai/kouminkan/014.html">https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k015/shiseijouhou/gaiyou/shisetsu/shisetsuanai/kouminkan/014.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
47 212	豊見城市															
47 213	うるま市															
47 214	宮古島市															
47 215	南城市															
47 301	国頭村															
47 302	大宜味村															
47 303	東村															
47 306	今帰仁村															
47 308	本部町															
47 311	恩納村															
47 313	宜野座村															
47 314	金武町															
47 315	伊江村															
47 324	読谷村															
47 325	嘉手納町															
47 326	北谷町															
47 327	北中城村															
47 328	中城村															
47 329	西原町															
47 348	与那原町															
47 350	南風原町															
47 353	渡嘉敷村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
47	354	座間味村														
47	355	粟国村														
47	356	渡名喜村														
47	357	南大東村														
47	358	北大東村														
47	359	伊平屋村														
47	360	伊是名村														
47	361	久米島町														
47	362	八重瀬町														
47	375	多良間村														
47	381	竹富町														
47	382	与那国町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

沖縄県

都道府県コード	市区町村名	市町名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	設置根拠 条例 2条例以外	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)			問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業										
						問16		問17	問6-6 職員数(人)		1 連携・ 協働	2 広報啓 発	3 講座	4 相談事 業	5 実態把握	6 調査研 究	7 国際交 流	8 情報収 集	9 苦情処 理	その他
						設置根拠 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)												
			5	4	5						1	4	3	3	0	1	1	3	1	
47 201	那覇市	なは女性センター	1996年10月1日	○				3	7	7,976	○	○	○	○	○	○	○	○	○	那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録
47 205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	2003年4月1日	○			○	0	4	9,688	○	○	○				○			市女性ネットワーク会議や施設借用登録団体との 交流
47 205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふく ふく	2014年5月21日	○			○	0	0	5,869	○	○				○				各種団体活動及び交流の場の提供
47 207	石垣市																			
47 208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモ ニーセンター	2018年4月1日	○			○	6	5	5,780	○	○	○			○				沖縄県女性の翼海外・国内セミナー参加者に対する 補助事業
47 209	名護市						○													
47 210	糸満市																			
47 211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	2011年1月1日																	
47 212	豊見城市																			
47 213	うるま市																			
47 214	宮古島市																			
47 215	南城市					○														
47 301	国頭村																			
47 302	大宜味村																			
47 303	東村																			
47 306	今帰仁村																			
47 308	本部町																			
47 311	恩納村																			
47 313	宜野座村																			
47 314	金武町																			
47 315	伊江村																			
47 324	読谷村																			
47 325	嘉手納町																			
47 326	北谷町																			
47 327	北中城村																			
47 328	中城村																			
47 329	西原町																			
47 348	与那原町																			
47 350	南風原町																			
47 353	渡嘉敷村																			
47 354	座間味村																			
47 355	粟国村																			

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)	問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)		非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)	1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
47	356 渡名喜村																	
47	357 南大東村																	
47	358 北大東村																	
47	359 伊平屋村																	
47	360 伊是名村																	
47	361 久米島町																	
47	362 八重瀬町																	
47	375 多良間村																	
47	381 竹富町																	
47	382 与那国町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

沖縄県

都道府県コード	市区町村名	市区町名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			6			10	0	0.0	11	0	0.0	28	1	3.6	27	1	3.7	1,022	153	15.0
47 201	那霸市	1998年9月28日	なは男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	2	0	0.0							151	20	13.2
47 205	宜野湾市	2010年1月30日	共に輝く「ねたて」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0							23	8	34.8
47 207	石垣市	2007年11月25日	みーどうん(女)とびぎどうん(男)でつむぐ男女共同参画都市一いしがき宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0							41	2	4.9
47 208	浦添市					1	0	0.0	1	0	0.0							41	8	19.5
47 209	名護市					1	0	0.0	1	0	0.0							55	4	7.3
47 210	糸満市					1	0	0.0	1	0	0.0							69	8	11.6
47 211	沖縄市																	37	13	35.1
47 212	豊見城市	2014年2月9日	豊見城市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							48	2	4.2
47 213	うるま市	2013年12月24日	うるま市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							63	13	20.6
47 214	宮古島市					1	0	0.0	1	0	0.0							111	27	24.3
47 215	南城市	2017年2月5日	南城市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0							70	6	8.6
47 301	国頭村											1	0	0.0	1	0	0.0	20	4	20.0
47 302	大宜味村											1	0	0.0	1	0	0.0	16	2	12.5
47 303	東村											1	0	0.0	1	0	0.0	6	2	33.3
47 306	今帰仁村											1	0	0.0	1	0	0.0	19	6	31.6
47 308	本部町											1	0	0.0	1	0	0.0	15	2	13.3
47 311	恩納村											1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
47 313	宜野座村											1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
47 314	金武町											1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47 315	伊江村											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
47 324	読谷村											1	0	0.0	1	0	0.0	24	2	8.3
47 325	嘉手納町											1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47 326	北谷町											1	0	0.0	1	0	0.0	11	4	36.4
47 327	北中城村											1	0	0.0	1	0	0.0			
47 328	中城村											1	1	100.0	1	0	0.0	21	7	33.3
47 329	西原町											1	0	0.0	1	0	0.0	32	4	12.5
47 348	与那原町											1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
47 350	南風原町											1	0	0.0	1	0	0.0	20	5	25.0
47 353	渡嘉敷村																			
47 354	座間味村											1	0	0.0	1	1	100.0			
47 355	粟国村											1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
47 356	渡名喜村											1	0	0.0	0	0	0.0			
47 357	南大東村											1	0	0.0	1	0	0.0			
47 358	北大東村											1	0	0.0	1	0	0.0			
47 359	伊平屋村											1	0	0.0	1	0	0.0			
47 360	伊是名村											1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0

都道府県 コロド	市区町村 コロド	市区町村 コロド	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況 (2025年7月1日現在)													
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況 (2025年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性自治会長数	自治会長数
47	361	久米島町																		
47	362	八重瀬町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9		
47	375	多良間村								1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0		
47	381	竹富町								1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0		
47	382	与那国町								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

### 調査表4-4

## 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

沖縄県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲							問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問9-1			調査時点コード								
			問8-1			問8-2				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)												
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他			
						826	641	7,953	2,390	30.1	572	502	6,056	1,960	32.4	157	92	741	154	20.8	483	50	10.4	479	47	9.8						
		小計									570	500	5,892	1,893	32.1	157	92	741	154	20.8												
47 201	那覇市	40.0	2029年3月		64	62	734	261	35.6	行政委員会、法律又は条例に基づき設置される附属機関に基づき設置される委員会等	58	58	708	254	35.9	6	4	27	7	25.9	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1		1	
47 205	宜野湾市			2035年3月末までに男女比率40~60%	49	40	588	183	31.1	地方自治法(第202条の3)に基づき設置された審議会等(附属機関)及び本市規則や要綱等に基づき、有識者の意見を聴取し、当該意見を行政上の意思決定の参考とすることを主たる目的として設置される協議会等	35	30	349	125	35.8	4	1	14	2	14.3	0	0	0	0	0	0.0	1		1		1	
47 207	石垣市		2026年3月	35%~65%	45	40	674	189	28.0	条例、規則等により設置されている会議等	30	28	377	110	29.2	5	3	53	9	17.0	0	0	0	0	0	0.0	1		1		1	
47 208	浦添市	40.0	2027年3月		56	46	543	182	33.5	地方自治法(第180条の5、第202条の3)に基づき設置された審議会及び本市規則、要綱に基づき、有識者の意見を聴取し、当該意見を行政上の意思決定の参考とすることを主たる目的として設置される協議会等	52	44	530	179	33.8	4	2	13	3	23.1	35	6	17.1	36	6	16.7	1		1		1	
47 209	名護市	40.0	2034年3月		25	22	209	72	34.4	地方自治法(202条の3、180条の5)に基づく審議会・委員会等	20	18	171	67	39.2	5	4	38	5	13.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
47 210	糸満市	30.0	2026年3月		82	66	763	211	27.7		15	13	178	54	30.3	5	3	26	7	26.9	33	5	15.2	34	5	14.7	2	2025年2月1日	2	2025年2月1日		
47 211	沖縄市	35.0	2028年3月																									1				
47 212	豊見城市	35.0	2029年3月		67	25	264	87	33.0	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づく附属機関ならびに同法第180条の5の規定に基づく委員会	27	22	227	81	35.7	5	3	21	5	23.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
47 213	うるま市	34.0	2027年3月		31	27	408	145	35.5	法令又は条例により設置されている審議会等	14	11	183	70	38.3	5	4	31	9	29.0	49	5	10.2	50	5	10.0	1		1		1	
47 214	宮古島市	35.0	2027年3月		40	32	450	123	27.3		35	30	420	118	28.1	5	2	30	5	16.7	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1	
47 215	南城市	40.0	2028年3月		68	49	600	132	22.0		13	12	137	41	29.9	5	5	24	7	29.2	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
47 301	国頭村	40.0	2032年3月		45	30	307	77	25.1		7	5	71	12	16.9	5	3	18	4	22.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
47 302	大宜味村				0	0	0	0			9	7	86	18	20.9	5	4	18	4	22.2	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
47 303	東村				0	0	0	0			0	0	0	0	0.0	5	3	15	4	26.7							1		1			
47 306	今帰仁村				0	0	0	0			9	9	91	20	22.0	5	4	21	6	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
47 308	本部町				0	0	0	0			15	14	161	57	35.4	5	3	19	4	21.1	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
47 311	恩納村				0	0	0	0			14	12	172	61	35.5	5	3	29	6	20.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
47 313	宜野座村	30.0	2032年3月		16	14	156	38	24.4		16	14	156	38	24.4	5	3	20	5	25.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
47 314	金武町				0	0	0	0			9	8	99	40	40.4	5	2	19	6	31.6	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
47 315	伊江村				0	0	0	0			0														1		1		1			
47 324	読谷村				0	0	0	0			23	20	253	74	29.2	5	4	32	5	15.6	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
47 325	嘉手納町		2029年3月	女性委員のいない審議会や各種委員会等をなくす	20	18	179	55	30.7		20	1																				

都道府県	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード																
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																						
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)													
47 362	八重瀬町				0	0	0	0		14	10	136	43	31.6	5	2	35	6	17.1	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1							
47 375	多良間村				0	0	0	0		8	7	72	21	29.2	5	2	19	3	15.8	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1							
47 381	竹富町	30.0			11	9	118	26	22.0	法律または政令により設置されている審議会等のうち町で設置したもの						0	0	0	0	0.0				18	2	0.0	0	0	0.0	2	2025年4月1日	2	2024年4月1日	2	2024年4月1日
47 382	与那国町				0	0	0	0		1	0	11	0	0.0	6	4	23	7	30.4	10	0	0.0	11	0	0.0	1		1		1					

## 調査表4-4

## 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

## 沖縄県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	南大東村																				
	北大東村																				
	伊平屋村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	伊是名村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	久米島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	八重瀬町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	多良間村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	竹富町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	与那国町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

沖縄県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5									
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード		その他		防災部局危機管理職員数		うち管理職数		調査時点コード		その他											
		管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	うち管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災部局危機管理職員数	うち管理職数	調査時点コード	その他										
47 201	那霸市	1,401	258	18.4	1,150	217	18.9	191	30	15.7	160	27	16.9	87	18	20.7	72	17	23.6	1,123	210	18.7	918	173	18.8	994	288	29.0	749	226	30.2	2,582	933	36.1	1,856	673	36.3	158	21	13.3	33	3	9.1				
47 205	宜野湾市	220	49	22.3	170	40	23.5	21	5	23.8	18	5	27.8	32	5	15.6	26	4	15.4	167	39	23.4	126	31	24.6	326	222	81	36.5	551	201	36.5	352	144	40.9	1		11	2	18.2	2	0	0.0	1			
47 207	石垣市	89	23	25.8	66	16	24.2	12	4	33.3	9	3	33.3	15	5	33.3	13	5	38.5	62	14	22.6	44	8	18.2	0	0	0	0	0	0	213	65	30.5	139	46	33.1	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
47 208	浦添市	62	7	11.3	53	7	13.2	12	1	8.3	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	50	6	12.0	43	6	14.0	52	21	40.4	46	21	45.7	75	25	33.3	57	20	35.1	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
47 209	名護市	100	21	21.0	70	15	21.4	14	3	21.4	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	69	14	20.3	58	12	20.7	0	0	0	0	0	0	174	50	28.7	130	40	30.8	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
47 210	糸満市	57	9	15.8	49	9	18.4	14	2	14.3	11	2	18.2	8	2	25.0	6	2	33.3	35	5	14.3	32	5	15.6	46	12	26.1	32	10	31.3	73	35	47.9	43	15	34.9	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
47 211	沖縄市	120	16	13.3	98	13	13.3	13	1	7.7	10	1	10.0	27	6	22.2	24	6	25.0	80	9	11.3	64	6	9.4	102	24	23.5	78	22	28.2	299	119	39.8	164	64	39.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
47 212	豊見城市	58	13	22.4	48	13	27.1	13	2	15.4	11	2	18.2	0	0	0	0	0	0	45	11	24.4	37	11	29.7	108	24	22.2	77	16	20.8	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
47 213	うるま市	90	17	18.9	80	13	16.3	16	3	18.8	15	3	20.0	0	0	0	0	0	0	74	14	18.9	65	10	15.4	27	12	44.4	18	5	27.8	188	71	37.8	150	45	30.0	1		8	1	12.5	3	1	33.3	1	
47 214	宮古島市	81	12	14.8	54	10	18.5	15	2	13.3	11	1	9.1	3	0	0	0	1	0	0	63	10	15.9	42	9	21.4	81	11	13.6	56	10	17.9	102	33	32.4	75	29	38.7	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1
47 215	南城市	54	8	14.8	47	4	8.5	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0	0	0	0	41	7	17.1	35	3	8.6	0	0	0	0	0	0	85	32	37.6	70	21	30.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
47 301	国頭村	15	2	13.3	14	1	7.1	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	2	16.7	11	1	9.1	10	0	0.0	16	6	37.5	14	5	35.7	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1				
47 302	大宜味村	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0	20	2	10.0	19	2	10.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
47 303	東村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	9	1	11.1	9	1	11.1	8	1	12.5	10	6	60.0	9	5	55.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1				
47 306	今帰仁村	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	2	16.7	12	2	16.7	18	7	38.9	15	6	40.0	27	13	48.1	21	7	33.3	1		3	1	33.3	1	1	100.0	1	
47 308	本部町	15	1	6.7	14	1	7.1	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	13	1	7.7	12	1	8.3	13	1	7.7	12	1	8.3	38	16	42.1	97	38	39.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
47 311	恩納村	17	4	23.5	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	17	4	23.5	15	2	13.3	0	0	0.																			

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市町村	議会名	市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
那覇市	那覇市議会	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することができるが、休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7で1.の各事由を明記した規定がある。	議員の仕事と生活の両立の観点から次の事由について、以下の事由について、4つしか一つの〇をつけてください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。	2.個別の各事由を明記した規定がないが、解説又は運用上記載している。	3.個別の各事由を明記した規定がないが、解説又は運用上記載していない。	4.個別の各事由を明記した規定がないが、過去に事例がない。(及び3の場合を除く。)		
ドドドドドドドド	ドドドドドドドド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	病気	その他	
		21	1の合計	30	0	27		0		7	4	4	4	26	17	
		6	2の合計	3	24	3		30		5	6	7	7	9	2	
		1	3の合計	0	4			0		0	0	0	0	0	0	
		7	4の合計	3	2					4	6	5	5	1	0	
47201	那覇市	那覇市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員(一般職の職員及び任期付採用職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	那覇市議会	1	2	1	那覇市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
47205	宜野湾市	宜野湾市職員旧姓等使用取扱要綱 (旧姓等使用の届出) 第3条 職員が旧姓等を使用しようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)により所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓等使用届に宜野湾市職員服務規程(昭和58年宜野湾市訓令第7号)第4条第2項に規定する履歴事項変更・追加届を添えて提出するものとする。 3 通称を使用する職員は、前項に定める書類に加え、医師の診断書を提出するものとする。	宜野湾市議会	1	2	1	宜野湾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択することができる場合	問12-3 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択することができる場合	問12-4 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択することができる場合	問12-5 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択することができる場合	問12-6 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択することができる場合	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点から欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
			1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
47 207	石垣市	1	石垣市職員旧姓使用取扱要綱  ○石垣市職員旧姓使用取扱要綱 平成28年12月5日 告示第256号 (趣旨) 第1条 この要綱は、石垣市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。 (令3告示第168号一部改正) (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)に石垣市職員服務規程(昭和61年石垣市訓令第11号)第6条に規定する履歴事項追加変更届を添え、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。ただし、非常勤職員においては、履歴事項追加変更届の提出は不要とする。 (令3告示第168号一部改正) (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の規定による届出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前条の規定により承認した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)。以下「台帳」という。)に登載するものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書及びデータ(以下「文書等」という。)は、法令等に触れるおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。  (人事異動等の取扱い) 第6条 任命権者は、台帳に登載した職員を人事異動により他の任命権者の事務部局へ転任せたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(様式第4号)以下「異動通知書」という。)により通知するものとする。 2 任命権者は、その所管する事務部局の中で台帳に登載した職員の配置替えをしたときは、前項の異動通知書により新たな所属長に通知するものとする。 3 任命権者は、他の任命権者から第1項の規定による通知を受けたときは、第3条第1項に規定する届出があつたものとする。 (旧姓使用者等の資格) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び職員に誤解や混同等が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用については、その適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)により所属長を経由し、任命権者に届け出なければならない。 2 任命権者は、前項の届出があった場合は、台帳にその旨を記載するものとする。 3 第1項の規定により旧姓使用の中止を届け出た職員は、特段の理由なく再び旧姓使用の届出をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益の法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に關する事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年告示第168号) この要綱は、公布の日から施行する。	石垣市議会	1	2	1	石垣市議会議規則  第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
47 208	浦添市	1	浦添市職員の旧姓使用に関する規程  第1条 この訓令は、浦添市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 2 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用された職員を除く。 3 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)に浦添市職員服務規程(昭和61年訓令第4号)第6条に規定する履歴事項変更・追加届を添え、所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。 4 任命権者は、前条の規定による届出があったときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前条の規定による届出があったときは、旧姓使用職員台帳(様式第3号)。以下「台帳」という。)に登載するものとする。 5 旧姓を使用することができる文書及びデータ(以下「文書等」という。)は、法令等に触れるおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。	浦添市議会	1	4	2	2			1	1	1	1	1	1	
47 209	名護市	1	名護市職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を含む、以下同じ。)が結婚等によって戸籍上の氏を改めたとき、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定める。	名護市議会	1	2	1	名護市議会議規則  (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、選得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
47210 糸満市	1	糸満市職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、糸満市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時及び非常勤の職員を除く。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申出なければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員にすみやかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる文書等) 第6条 旧姓使用のできる文書、名札その他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基準及び旧姓使用のできない文書等の基準は、別表に掲げるところとする。 (職員の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、市民及び職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (禁則) 第8条 この訓令に定めるものほか、旧姓の使用に關する必要な事項は、市長が別に定める。	糸満市議会	1	2	1	糸満市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 省略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
47211 沖縄市	1	沖縄市職員旧姓使用取扱要綱  第2条 職員は市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓等を使用することができる。	沖縄市議会	1	2	1	沖縄市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
47212 豊見城市	1		豊見城市議会	1	2	1	豊見城市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 (欠席の提出) 第91条(略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
47213 うるま市	1	うるま市職員旧姓使用取扱要綱  第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓をしようしても法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がないと認められる文書等として、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1)事務部組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの。(2)職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの。(3)対外的に使用されることが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの。	うるま市議会	1	2	1	うるま市議会会議規則  (欠席の提出) 第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 (2)議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
47214 宮古島市	1	宮古島市職員の旧姓使用に関する要綱  (旧姓使用の申出) 第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用申出書(様式第1号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の通知) 第4条 前条の規定による提出を受けた市長は、宮古島市職員服務規程(平成17年宮古島市訓令第32号)第4条第2項の規定により提出された履歴事項追加更届等により旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、当該職員の旧姓と相違ないものと確認できたときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に連やかに通知するものとする。	宮古島市議会	1	2	1	宮古島市議会会議規則  第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
47215 南城市	1	南城市職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、南城市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	南城市議会	1	2	1	南城市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 (2)議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
47301 国頭村	4		国頭村議会	1	2	1	国頭村議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	

都道府県市区町			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
道	市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、出得するこれが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で2を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 劳働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
コ	コ	村	名																		
ド	大宮味村	2			1	2	1	大宮味村議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1		
47	302	東村	4	東村議会	1	2	1	東村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1		
47	306	今帰仁村	1	今帰仁村議員の旧姓使用に係る取扱規則  (趣旨) 第1条 この規則は、働きやすい職場環境づくりを推進するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	今帰仁村議会	1	2	1	今帰仁村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	4	4	4	1	
47	308	本部町	1	本部町職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、本部町職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。  (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。  (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申出なければならない。  (承認の通知) 第4条 任命権者は、前項の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員にすみやかに通知するものとする。  2.任命権者は、前項の通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に内容を記載するものとする。  (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。  (旧姓使用のできる文書) 第6条 旧姓使用のできる文書、名札その他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基準及び旧姓使用のできない文書等の基準は、別表に掲げるところとする。  (職員の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民及び職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。  (従則) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。  附 則 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(令和4年訓令第49号) この訓令は、公示の日から施行する。	本部町議会	1	3	1	本部町議会会則  第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
47	311	恩納村	2	恩納村議会	2			恩納村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	2	2	2	1	2	
47	313	宜野座村	1	宜野座村職員の旧姓使用に関する規定  (趣旨) 第1条 この規定は宜野座村職員(一般職の職員、嘱託職員及び臨時職員をいう。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに必要な事項を定めるものとする。	宜野座村議会	1	2	1	宜野座村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	2	

都道府県		市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3 1を選択した場合、選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
金武町職員の旧姓使用に関する規定	金武町議会	1	2	1	金武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
伊江村																	
読谷村	4			読谷村議会	2								2	2	2		
嘉手納町	3			嘉手納町議会	1	2	1	嘉手納町議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
北谷町	1	北谷町職員旧姓使用取扱要綱  第1条 この則令は、北谷町の一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。	北谷町議会	1	3	1	北谷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
北中城村	1	北中城村職員旧姓使用取扱要綱  北中城村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北中城村の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。  (旧姓の申出) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、所属長を経由して任命権者に申し出なければならない。  (承認の通知) 第3条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるとときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員に速やかに通知するものとする。 2.任命権者は、前項の規定により通知をしたときは、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に承認の内容を記載するものとする。  (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。  (旧姓使用のできる範囲及び文書等) 第5条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1)法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)村民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合 2.旧姓の使用できる文書等の基準については、村長が別に内規で定める。  (人事異動等の場合の取扱い) 第6条 任命権者は、旧姓使用職員台帳に登載した職員を人事異動により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(第5号様式)により通知するものとする。同一任命権者の事務部局内で配置替えしたときも、同様とする。 2.他の任命権者から前項の通知を受けた場合は、第2条に規定する申出があったものとみなす。  (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。  (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、村民、職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。  (その他) 第9条 この要綱に定めるものほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。	北中城村役場	1	2	1	北中城村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																					
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合 2.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合 2.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合 2.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合 2.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合 2.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
47328	中城村	2	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
47329	西原町	1	西原町職員旧姓使用取扱要綱  第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。	西原町議会	1	3	1	西原町議会会議規則  第1条の2 2.議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
47348	与那原町	2	与那原町職員旧姓使用取扱要綱  南風原町職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、南風原町職員(以下、「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用される職員を除く。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、南風原町職員服務規程(平成15年南風原町規程第8号)第4条第2項に規定する届出とともに、町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2.町長の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認められた場合、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 2.町長は、前条の規定により、旧姓の使用の中止を承認したときは、その旨を職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記載するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用的範囲は、次に掲げる場合を除き、別表のとおりとする。 (1)法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)町民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合、ただし、車両登録上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に際し必要な事項は、町長が別に定める。	南風原町議会	1	2	1	南風原町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため参加できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
47353	渡嘉敷村																				
47354	座間味村	4	座間味村議会	4											4	4	4	4	4		
47355	粟国村	1	粟国村職員旧姓使用取扱い要綱  旧姓の使用の届出、村長の許可のもと認めている	粟国村議会	1	2	1	粟国村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
47356	渡名喜村	4	渡名喜村議会	1	2	1	渡名喜村議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2							1	1	1	1	1	1	
47357	南大東村																				
47358	北大東村																				

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 道 府 県 市 市 区 町 村 町 村 名 名	市 区 区 町 町 村 村 名 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で2を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
1 コ コ ド ド	伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重瀬町 多良間村 竹富町 与那国町	2 4 4 1 2 4 4	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	伊平屋村議会 伊是名村議会 八重瀬町議会 多良間村議会 竹富町議会 与那国町議会	1 1 2 1 1 4	2 2 2 3 2 4	1 1 1 2 2 4	問12-1で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ひずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	1 2 2 2 2 4 4	4 2 1 4 2 2 2	4 2 2 2 2 1 1	1 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2
47359	伊平屋村	2				伊平屋村議会	1	2	1	議会会議規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、疾病、配偶者の出産補助その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときには、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	4	4	4	1	
47360	伊是名村	4				伊是名村議会	4								2	2	2	2	2		
47361	久米島町																				
47362	八重瀬町	1	八重瀬町職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨)この訓令は、八重瀬町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下の各において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關し必要な事項を定めるものとする。			八重瀬町議会	2								2	2	2	2	2	2	
47375	多良間村	2				多良間村議会	1	3	2						2	4	4	4	2		
47381	竹富町					竹富町議会	1	2	1	竹富町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないとき	2					1	1	1	1	1	1
47382	与那国町	4				与那国町議会	4								4	4	2	2	2		

## 調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

## 沖縄県

調査時点 調査期間は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都 市 道 府 県 市 市 区 府 町 村 町 村 村 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 開 立 支 援 体 制 に 關 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
議員の利用することができる接取組室等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することができる接取組室等が議会に設置または提供される場合、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。			
1. 人目及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供される予定である。 4. なし	1. 用いられる場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所が設置または提供される予定である。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供される予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。																	
0	4	7	2	1	4	11	5	0	8					6		661	136	20.6%	3	
3	5	18				13	14	14	7					26						
0	0	11				12	4	22	0					4						
33	27								21											
47 201	那覇市	4	4	1	1												23	6	26.1	
47 205	宜野湾市	4	4	2													15	4	26.7	
47 207	石垣市	4	4	2													18	1	5.6	
47 208	浦添市	2	2	1													18	4	22.2	
47 209	名護市	4	4	2													14	3	21.4	
47 210	糸満市	4	4	1													15	2	13.3	
47 211	沖縄市	4	4	3													17	1	5.9	○
47 212	豊見城市	4	4	2													15	2	13.3	
47 213	うるま市	4	4	2													24	2	8.3	○
47 214	宮古島市	4	4	2													16	2	12.5	○



